

2025年5月28日(水)

「手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取り組みについて

- 「2026年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた対応の一環として、手形・小切手の取り扱いを改正します。

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、2021年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」における「2026年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化」に向けた取り組みとして下記のとおり対応をおこないますので、お知らせいたします。

当社は、今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形帳・小切手帳の発行終了

発行終了日	内容
2026年3月31日(火)	手形帳・小切手帳の新規発行申し込みの受付を終了します。 ※終了日時点でお客さまが保管されている手形帳・小切手帳は引き続き使用出来ます。

2. 払戻請求書による当座預金からの出金の取り扱い開始

取り扱い開始	内容
2025年7月1日(火)	当社所定のお引き出し用紙に記名押印のうえ、口座番号が確認できる当座勘定入金帳または当座専用通帳をご提示いただくことにより小切手を発行することなく、払い戻しが可能になります。

3. 当座勘定規定の改正

(1) 改正日 2025年7月1日(火)

(2) 概要

お引き出し用紙による当座預金の払い戻しの開始に伴い、当座勘定規定を改正いたします。

なお、改正日以前にご契約いただいたお客さまにも改正後の規定が適用されます。

改正の内容は「(3)改正内容」をご覧ください。

※改正後の規定はホームページに掲載いたします。

(3)改正内容(下線が変更部分)

改正前	改正後
第7条 (手形、小切手の支払) (略) (3)当座勘定の払戻しの場合には、 <u>小切手を使用してください。</u>	第7条 (手形、小切手の支払) (略) (3)当座勘定の払戻しの場合には、 <u>小切手または当社所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名)したものを提出してください。</u>
第8条 (略) (5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u>	第8条 (略) 削除

改正前	改正後
<p>第12条(手数料等の引落し) (1)当社が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとしします。</p>	<p>第12条(手数料等の引落し) (1)当社が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとしします。 (略)</p>
<p>第13条(支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当社は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>	<p>第13条(支払保証に代わる取扱い) 小切手の支払保証はしません。<u>(削除)</u></p>
<p>第16条(印鑑照合等) (1)手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>	<p>第16条(印鑑照合等) (1)手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当社に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>

以上

<p>本件に関するお問い合わせ先 報道関係のお問い合わせ先</p>	<p>事務システム部 経営企画部(広報担当)</p>	<p>西郡 Tel 086-800-1220 俣野 Tel 086-221-1033</p>
--	---------------------------------	---